

IV. 都市下水路

1. 都市下水路の経緯

滋賀県の都市下水路は、昭和42年度に大津市が堅田で都市計画法事業認可を受けて以来、事業を進めてきましたが、平成11年度の草津市、長浜市を最後に、全ての市町が公共下水道に移行されています。

平成30年3月31日現在

市町名	都市下水路名	計 画 決 定			都市計画法事業認可		
		決定年月日	集水面積 (ha)	総延長 (m)	認可期間 (年度)	総延長 (m)	完了・継続 (移行)の別
大津市	堅田	S.43.03.30	69.3	1,034	S.42～S.44	1,034	H10年度に移行
草津市	前川	S.49.02.15	30	1,300	S.49～S.54	798	H11年度に移行
守山市	第1号	S.46.12.25	112.8	2,000	S.47～S.51	1,735	H10年度に移行
近江八幡市	中央	S.46.06.10	71	1,560	S.47～S.48	1,560	S47年度に移行
栗東市	中央	S.40.05.29	192	3,302	S.46～S.52	3,302	S63年度に移行
	南	S.40.05.29	171	2,120	S.40～S.46	2,120	S63年度に移行
甲賀市	東幹線	S.47.07.04	33	1,050	S.47～S.51	1,050	H3年度に移行
	西幹線	S.55.02.12	162	3,396	S.54～H.元	2,685	H3年度に移行
	下山	S.59.06.30	46	1,080	S.60～H.02	740	H3年度に移行
	貴生川	H.02.11.22	24.1	1,027	H.02～H.05	269	H3年度に移行
	伴中山	H.07.08.10	91	-	H.07～H.08	210	H9年度に移行
	泉	H.07.08.10	25	-	H.07～H.08	1,310	H9年度に移行
	大原市場	S.45.05.01	45	490	S.45	490	H6年度に移行
長野	S.52.05.06	34	560	S.52～S.55	560	完了	
東近江市	北部	S.50.03.14	67	2,580	S.50～S.61	2,580	完了
日野町	村井	S.48.01.08	34	660	S.47～S.50	660	完了
	上野田	S.53.10.25	85	670	S.53～S.56	670	完了
	日野中部	S.58.06.10	52	1,200	S.58～S.62	1,124	S59年度に移行
彦根市	広野	S.36.02.14	37.2	490	S.35～S.36	490	完了
	猿ヶ瀬	S.36.02.14	462.4	3,240	S.35～S.42	3,240	S56年度に移行
	京町	S.46.06.08	56.8	680	S.46～S.53	680	S56年度に移行
	愛宕	S.55.10.09	102	1,370	S.55～S.56	284	S56年度に移行
長浜市	地福寺	S.54.08.02	39	2,130	S.54～S.61	1,486	H11年度に移行
	相撲川	S.57.11.17	82	860	S.57～S.62	770	H11年度に移行
米原市	下多良	S.53.10.23	33	730	S.53～S.55	730	H2年度に移行
	柏原西部	S.53.07.18	40	330	S.53～S.54	330	H2年度に移行
	柏原東部	S.63.07.19	61	830	S.63～H.02	830	H2年度に移行
多賀町	四手	H.04.04.15	65	2,922	H.04～H.07	2,922	H8年度に移行

注1：都市下水路とは、公共下水道に先立って雨水対策をする必要があるときに整備されるもの。

注2：公共下水道の雨水幹線と機能的にはまったく同じで、公共下水道の認可区域が拡大し含まれれば公共下水道の雨水幹線に移行する。

注3：都市計画決定年月日は、当初告示日。集水面積・総延長は最終。